

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構における
研究設備・機器の共用方針

令和5年11月24日
制 定

高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）は、個々の大学等では整備できない大規模な研究施設や設備・機器等を国内外の大学や研究機関、産業界に提供することにより、効果的な共同利用や共同研究を実施することを目標としている。

機構が保有する研究設備・機器は、この目標を達成するための重要な経営資源であり、これらを戦略的に整備・活用し、我が国の教育研究の推進と研究力強化につなげることを目的に、以下の方針を策定する。

1. 中期目標・中期計画に基づき、国内外の研究者に加え、産業界にも施設の利用や共同研究の場を提供し、加速器科学の最先端の研究を発展させるとともに、研究開発の拠点としての機能を担うために、研究設備・機器の計画的・継続的な整備・共用を推進する。
2. 国内外の研究者が機構の研究設備・機器について利用可能な環境を整えることで研究力を向上させ、研究成果の創出につなげるため、研究設備・機器を研究基盤として戦略的に導入、更新する仕組みを強化するとともに効果的な運用を行う。
3. 機構は、創設以降、それぞれの研究者コミュニティの意向に基づく研究設備・機器のマネジメントに取り組み、既に共同利用・共同研究の体制が整備されていることを十分に考慮し、既存の体制を連携させ、所有する研究設備・機器を機構内外においてより広く利用可能となる取り組みを推進する。
4. 競争的研究費等を財源として整備される研究設備・機器のうち汎用性があり、一定規模以上の研究設備・機器については共用を推進するとともに、必要に応じて個別の設備や利用者に応じた利用料金設定をするなど、継続的・安定的な運用を行う。